

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

選挙区 (選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
23				14,292	23					

備考

- 「選挙区 (選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 「単価 C」欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\text{単価} = \frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 単価に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を 1 円とする。
- 「枚数 D」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 「単価 E」欄には、A 欄と C 欄を比較して少ない方の額を記載してください。
- 「枚数 F」欄には、B 欄と D 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。